

教 育 民 生 委 員 会 会 議 録

1. 日 時 平成23年9月7日(水曜日)
午前9時30分～午前10時54分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 山本昌二委員長 岡山 隆 副委員長
徳並伍朗委員 大中 宏 委員
柴崎修一郎委員 荒山光広委員
西岡 晃 委員 河本芳久委員
秋山哲朗議長
4. 欠席委員 なし
5. 出席した事務局職員
重村暢之 議会事務局長 岩崎敏行 議会事務局主査
岡崎基代 議会事務局主査
6. 説明のため出席した者の職氏名
村田弘司 市長 林 繁美 副市長
永富康文 教育長 山田悦子 教委事務局長
石田淳司 教委事務局次長 月成庄造 教委学校教育課長
末藤勝巳 教委社会教育課長 高橋文雄 教委文化財保護課長
堀 洋数 教委体育振興課長 金子 彰 市民福祉部長
杉原功一 市民福祉部市民課長 佐々木郁夫 市民福祉部生活環境課長
原川清史 市民福祉部健康増進課長 佐々木彰宣 市民福祉部地域福祉課長
白井栄次 市民福祉部高齢福祉課長 平田耕一 美東総合支所市民福祉課長
西村克彦 秋芳総合支所市民福祉課長

午前9時30分開会

委員長（山本昌二君） おはようございます。ただいまより教育民生委員会を開会したいと思います。それでは先の本会議におきまして本委員会に付託されました議案4件につきまして審査いたしたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。市長さん、報告等ございませんか。

市長（村田弘司君） いえ、ございません。よろしくお願いいたします。

委員長（山本昌二君） 議長さん。

議長（秋山哲朗君） 特にごございません。どうぞよろしく申し上げます。

委員長（山本昌二君） 各委員のみなさん、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それではこれより審査を始めます。初めに議案第10号美祢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを審査をいたします。執行部より説明を求めます。佐々木地域福祉課長。

市民福祉部地域福祉課長（佐々木彰宣君） それでは、美祢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。平成23年3月11日以降生じた災害にかかる災害弔慰金の取り扱いについて、国において災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正されました。これに伴い、美祢市災害弔慰金の支給等に関する条例に記載する災害弔慰金を支給する遺族の範囲を、拡大するものであります。具体的には死亡者にかかる配偶者、子、父母、孫、又は祖父母のいずれもが存しない場合であって、兄弟、姉妹がいるときは、その兄弟、姉妹、死亡したものの死亡当時、そのものと同居し、又は生計を同じくしていたものに限るに對しまして、災害弔慰金を支給するものであります。なお、この条例は公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以降に生じた災害により死亡した市民にかかる災害弔慰金の支給について、適用するものであります。以上、よろしくお願いいたします。

委員長（山本昌二君） ありがとうございます。説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、岡山副委員長。

副委員長（岡山 隆君） 今回の条例ですけれども、美祢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正ということであります。今回は東日本大震災発生以後、ほぼもうすぐ6ヶ月が経過するわけであります。それで今回東日本大震災、津波等で

すね、多くの方が亡くなられて、多くの方が復旧、復興で大変な状況である中であり、そういった中で今回特に、兄弟、姉妹で、時代の流れと言いますか、兄弟、姉妹で生活をされておられる方がたくさんおられるということで、今回国のほうで、特別措置法、議員立法を制定して、議員立法が成立して、地方のほうも災害弔慰金の支給等で条例を作り込んできた経緯があると思っております。こういった中で、生活を同じくする人としておりますけれども、生活を一緒に兄弟、姉妹等がして、弔慰金を支給される目途と言いますか、例えば生活をいつにして、一ヶ月も経っていない状況であったとか、その辺の判断の基準がどうなんかなということがありまして、その辺がどうかということと、それと、弔慰金というのは死亡してからどの程度で認められる、支給されるのかどうか、そして額に関してはどの程度であるのか。特に今後美祢市にあっても、ゲリラ豪雨とか大雨で表層土砂災害ならいいですけれども、これから深層における土砂災害等大規模になると、本当に大変な状況になってくると思いますけれども、こういった中で美祢市も決して他人事ではないと思っております。そういった中でゲリラ豪雨等で犠牲になった場合に、美祢市にあっても今回の条例がちゃんと適応できるかどうか、この辺についてお尋ねします。

委員長（山本昌二君） はい、佐々木地域福祉課長。

市民福祉部地域福祉課長（佐々木彰宣君） ただ今の岡山委員のご質問にお答えいたします。まず最初の支給の件でございますが、生計を同じくしているもの、または死亡当時同居ということになっておりますので、同居しておられるか、または生計を同じくしているものということになっておりますので、どちらか一方が該当しておれば、支給の対象になると思います。それももう一点、額のことでございますが、額につきましては、死亡した災害弔慰金につきましては、1件につきまして500万円を支給することになっております。以上でございます。

委員長（山本昌二君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それでは本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それではこれより議案第10号美祢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第 11 号美祢市の地域医療を支え育てる条例の制定についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。原川健康増進課長。

市民福祉部健康増進課長（原川清史君） それでは議案第 11 号美祢市地域医療を支え育てる条例の制定について説明を申し上げます。平成 22 年 3 月に策定されました第一次美祢市総合計画、基本構想の中に安全・安心の確保があり、基本計画の保健・医療サービスの充実が計画をされております。この中で、市民が安心して適切な医療を受けることができるように、地域医療体制や救急医療体制の充実が求められているところでございます。現在、全国の各地で勤務医の不足、医療関係者の不足が社会問題になっておりますが、本市でも例外でなく、市立病院では常勤医師が、平成 18 年 22 名から平成 22 年 15 名まで激減をして、病院の運営や地域医療に大きな影響を及ぼしています。美祢市の地域医療の中核となる市立病院については、平成 20 年 10 月に美祢市病院事業あり方検討委員会が立ち上がりまして、平成 21 年 3 月に委員会から市長に答申され、平成 21 年度から平成 23 年度まで、美祢市病院改革プランが実施をされています。しかしながら、地域医療の中核を担う市立病院の常勤医等の医療関係者の確保は充分でなく、診療科目や診療時間の縮小が余儀なくされており、常勤医の負担が増大し、市立病院の運営が困難になることは予想されているところでございます。市内の診療機関では、通院困難な方に対して、往診をするなど地域医療に貢献をされておりますが、地域医療の担う医療機関の相互の連携がなお一層望まれているところでございます。このような中で、地域医療体制を継続的に維持し、支え育てていくためには、現場に従事する医療関係者だけでなく、医療サービスを受ける市民の協力を得ながら、市内の少ない医療資源を活用して、効率的に必要な医療が受けられるよう、市、医療機関・薬局が連携し、切れ目のない、保健医療体制を構築することが課題となっています。先進地の事例でございますが、良好な地域医療体制を守り、市民の健康づくりを推進するために基本理念を定め、市、市民及び医療機関が果たすべき役割と施策を条例で定めて、実施に移していく県、市、町が出てまいりました。現時点で県が 1、市

が3、町が1と、私どもでは把握いたしております。本市においても、市民の健康づくりを推進するために、基本理念を定める条例、基本計画等を検討するために、平成22年10月に美祢市地域医療推進協議会、会長は山口大学の福田教授でございますが、18名の委員を設置いたしまして、この協議会を設置いたしております。平成22年の10月から4回の協議会を開きまして、その中で地域医療の現状の把握と地域医療体制の課題をあげ、協議を行いながら、基本理念、市の役割、市民の役割、医療機関の役割を定めた、美祢市の地域医療を支え育てる条例、理念条例でございますが、案を協議いたしてまいりました。この条例を6月にパブリックコメントをかけまして、市民の方から8件のご意見をいただき、意見により修正したものを再度協議会にかけまして、条例を市長に提出したものです。現在、美祢市の地域医療を支える基本計画、また、今できることから始めるアクションプランの案を策定にとりかかっております。策定後はできるところから進めていきたいと考えております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

委員長（山本昌二君） はい、金子市民福祉部長。

市民福祉部長（金子 彰君） 9月1日の本会議の本議案の審議の際に、山本委員長のほうから、この条例の第7条第2項に基づきます「市長は前項の基本的施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるように努めるものとする」という条文に基づいて、この委員会おきまして、その財政上の措置がどういうふうにとられているのか、資料を要望されたところでございますが、ただ今条例の説明をいたしたところでございますが、これとあわせまして今実施計画のほうを策定をしておるところでございます。その実施計画が策定をされましたら、その計画に基づきまして、来年度平成24年度の予算を要望していくということになりますので、本委員会では委員長がお求めになられました資料の提出はできかねますので、ご了承のほういただきたいと思っております。

委員長（山本昌二君） ありがとうございます。それでは説明が終わりましたが、本案に対する質疑はありませんか。はい、荒山委員。

委員（荒山光広君） 先ほど説明の中で、この条例の審査をずっと続けてこられて、パブリックコメントを求められた中で、8件程度の市民からのご意見があったと。それを踏まえて変更をかけられたということなんですが、具体的にどういった市民のみなさんからのご意見があったのか、もしお聞かせいただければと思いま

す。

市民福祉部健康増進課長（原川清史君） それでは荒山委員のご質問のお答えをいたします。8件ございましたが、そのうち2件につきましては、条例第5条の1号につきましてのところでございます。当初は医療関係者に感謝の心を持ちというような言葉にしておいたわけでございますが、この中に意見につきましては、この条文の表現の検討をしてくださいと。これにつきましては、医療の担い手に信頼と感謝を持っていることはわかっていることだというようなことで、この文言については検討しなさいという意見でございました。その他につきましては、信頼関係とかそれから福祉の連携とかいうのが述べられておりましたが、直接条文とは関係ございませんでしたので、これにつきましては、後ほどの基本計画、アクションプランのほうに活かしていただきたいということで答えております。以上でございます。

委員長（山本昌二君） ありがとうございます。どなたかございませんか。はい、河本委員。

委員（河本芳久君） 条例と直接関わりがないと言えないですが、市民ひとり当たりの医療費の割合が、これまで美祢市が非常に高かった。県下でも非常に高かった。そういうのを踏まえてのこの条例の対応というか、そういうところがどこにも条項がないんですが、そういった面の配慮っていうのはなされておるのか。要するに山口県の中で、美祢市が数年間一番医療費が、ひとり当たりの医療費の割合が高かったと。その現状は今どうなっていますか。そして、そういった現状を踏まえて、この条例ではこういった点にひとつ配意していきたいと。そういうものがあれば説明お願いしたいと思います。

委員長（山本昌二君） はい、原川健康増進課長。

市民福祉部健康増進課長（原川清史君） 医療費の件につきましては、手元に資料をもっておりませんので省かせていただきますが、条例の中では市の基本施策の中の7の4、健康増進のための施策の推進とございます。これにつきましては、この中には健康診査、例えば私どもがやっておりますガン検診等の促進、今までもございますが、そのあたりも含めて医療費のほうにある。それともう1件でございますが、市民でございますが、まずかかりつけ医を持つというところでございます。かかりつけ医を持つということは、かかりつけ医に相談する。それによって、不要な、今受けなくてもいいようなところを考えていただくというところがございま

す。それと、第5条の第3項でございますが、診療時間内にかかりつけ医を受診し
というところでございます。これもそのあたりの抑制にあたるのではないかと思っ
ております。基本的にはこれを基にして、基本計画、アクションプラン等でやって
いただいておりますので、それにつきまして随時していきたいということを思っ
ています。以上でございます。

委員長（山本昌二君） はい、河本委員

委員（河本芳久君） では、第7条の第4項の健康増進のため施策の推進ってあり
ますが、私も大変地域医療に関心を持っておりまして、全国的な対応とかそういっ
たところを調べてみたところ、参考になるかわかりませんが、徳島県の上勝町とい
う小さな町ですが、この町は高齢者90歳近くなっても、医者にかかる割合が非常
に少ないと。全国的に一番医療費も少ないと。それはどういうことかということ、働
き続けて生涯を終えると。健康維持というのが生きがいにつながっている。そう
いう基本的な支援策ってというのが、医療費を抑制し、健康を維持すると。こう
いう面も基本条例の中にきちっと位置づけられたらいいかなもんじゃないかと、こ
ういう思いも。そういったことは今後施策で出されれば別ですが、大変上勝町の
医療関係についての対応というのは、全国的にも話題になっているようですが、
そのあたりについて、全国的な情報っていうのも集めて検討されましたかど
うか、お聞きしたいんです。

委員長（山本昌二君） はい、原川健康増進課長。

市民福祉部健康増進課長（原川清史君） 河本委員にお答えいたします。全国的な
ものにつきましては、条例のほうにつきましてはかなり集めております。ただ医
療のところはどのくらいかかるかというところにつきましては、私どもの課のほう
ではございませんでしたので、そのほうの資料につきましては集めておりませ
ん。ただし、アクションプランの中につきましては、まずガン検診、検診等、それ
から国保がやっております特定検診、これにつきまして進めるというのはアク
ションプランの中で述べておりますので、このあたりの普及を十分図ってい
きたいということを思っております。以上でございます。

委員長（山本昌二君） いいですか。他に質疑はございませんか。はい、岡山副
委員長。

副委員長（岡山 隆君） 今回のこの条例で、地域医療を支え育てる条例なんです

けれど、条例としては第8条まで策定されております。それで、こういった医療を地域で支え育てるということで、基本計画、アクションプラン等、今説明等があったわけでありましてけれども、特にガン検診、非常に美祢市にあっては、20%いくかないかとかね、非常に低い状況で、他の市に比べても、他市もそんなに高くはないんですけれども、問題はそういったところも今後どんどん上げていかなければならないと思っております。それで、今後こういった条例等がしっかりと活かされて、ほんとうに医療が守り育てられていく。そのためにもこの中には条例ないですけれども、協議会のメンバーの方が18名おられますので、そういった方々が今後基本計画、アクションプラン等設定され、進めていかれるわけでありましてけれども、その辺をしっかりと見ていって、ご意見をしていくという形で、報告会とかいうのをですね、市民のみなさんを踏まえて、やっていくのかどうか。条例としてそういった報告会をやるということは書いてありませんけれども、その辺についてのお考えはどうなのか、お尋ねいたします。

委員長（山本昌二君） はい、原川健康増進課長。

市民福祉部健康増進課長（原川清史君） 岡山委員のご質問にお答えいたします。まず、この基本計画、アクションプランでございますが、今協議会につきまして、協議会をずっと続けていきたいと思っております。これによりまして、まず重要項目を作りまして、重要項目のやっていけるところからやっていきたい。これにつきまして、委員でそれぞれその項目につきまして検証しながら、そして進めていきたいと思っております。特に私どもの今やっていきたいということを思っておりますのは、まず市民のみなさんに手帳、現在お薬手帳とかですね、それから健康手帳とかございます。それをまとめて入れて、それから健康診査の結果とかそういうものにつきまして、まとめて入れるファイル的な手帳をしたらどうかという案が出ております。これにつきまして、救急の時には対応できないかと思っておりますが、入院などをされた時に、今お薬を何を飲まれているのか、その辺の資料をできるものを、手帳として作っていきたいということを思っております。今、普及啓発のところだと思っておりますが、現在24年の4月1日の施行ということで半年間ございますが、今12月の11日の予定でございますが、地域医療のシンポジウムを開けばということをお思っております。特別講師としては仁科亜季子さんをお呼びしたらどうかということをお思っており、委員会の中では検討しているところでございます。またこれにつ

いつきまして検討するというところでございますので、年度ごとの検討をしていただきながら、それにつきましては公表していきたいということを思います。以上でございます。

委員長（山本昌二君） はい、河本委員。

委員（河本芳久君） 地域医療のこういう条例つくられるのは大変いいことですが、市民の立場からすると、医療機関の偏在というか、また薬局等についても全然そういう薬局が4、5キロ圏内、自分の生活圏内にはほとんどないと。これは合併前の秋芳町の例でございますが、秋芳町には開業医1名のみだった。それが秋吉に一挙に2人の医者が開業され、3になった。しかし北部には薬局は1あったんですが、これももう閉じられる状況に今ある。別府、共和地区という北部の地域には、一切そういう医療機関が、かつては3件か4件あったんですが、全部なくなってしまったと。医師がいなくなったと。薬局もなくなったと。そういったところで、診療所の設置について、要望がかなり合併前には出ておったと。美東病院がありますけれども、やはり身近なところにかかりつけの医者がいるという、常駐しなくてもそういう診療所等の必要性が、非常に市民から強く要望されていたが、そういった薬局なり診療所等については、条例がせっかく出ておりますが、偏在しないようにそういう配置ということについては、どう考えておられるか。

委員長（山本昌二君） はい、原川健康増進課長。

市民福祉部健康増進課長（原川清史君） 河本委員にお答えいたします。美祢市内にそういうところがあるのは、私たち存じております。特に歯医者につきましても、先ほど言われた地域では廃業されたのも、私どもに入っております。今後につきましては、そういうところにつきまして関係所と協議しながら、進めていかなくてはいけないのではないかと考えております。残念ながら開業医の方は今までまだそこには入ってきておられませんが、それから後継者もおられたわけですが、残念ながらまだそのところでされておられません。今ではそういう状況でございます。このことにつきましては、後また関係課といろいろ協議をしながら、対策をしていかなければいけないかなとは思いますが、市長のお考えもございまして、市長のお考えも含めてやっていきたいと思っております。以上です。

委員長（山本昌二君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それでは、本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それではこれより議案第 1 1 号美祢市の地域医療を支え育てる条例の制定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第 1 2 号美祢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。はい、佐々木生活環境課長。

市民福祉部生活環境課長（佐々木郁夫君） それではご説明を申し上げます。議案第 1 2 号は美祢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてでございます。この度の改正は、地方自治法の一部改正がありまして、地方自治法第 2 条第 4 項市町村の基本構想の策定義務という条文が削られましたため、同項を引用しております表記条例について、所要の改正をするものでございます。なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。以上でございます。

委員長（山本昌二君） ありがとうございます。説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、荒山委員。

委員（荒山光広君） ただ今の説明でこの条例の一部改正についての趣旨はよくわかりましたけれども、1 点説明の中で市町村基本構想の策定義務、これは地方自治法第 2 条第 4 項の中で今まで定められて、美祢市でも昨年基本構想を基本として基本計画もできたわけなんです、この市町村基本構想の策定義務というものが、地方自治法から削られたということで、この所管がどうかわかりませんが、今後新たな市町村の基本構想というものは作らなくていいということになるのか、美祢市の場合はもうできていますので、これは有効だろうと思いますけれども、この辺の市町村の基本構想の策定義務というものが削られた背景と言いますか、その辺がもしわかればですね、教えていただきたいなと思いますけれど。

委員長（山本昌二君） はい、佐々木生活環境課長。

市民福祉部生活環境課長（佐々木郁夫君） それでは答えいたします。今回の改正は地方分権改革推進計画に基づくいろいろな義務付けの廃止がされております。こ

の廃止をされるという一連の計画は、大きくは地方公共団体の組織及び運営についての自由度の拡大を図るものというふうな認識で思っております。以上でございます。

委員長（山本昌二君） はい、荒山委員。

委員（荒山光広君） ということは、今までは国のほうがそれぞれの市町村の基本構想は義務付けておったということですが、これからはそれぞれの市町村がある意味任意でその基本構想をつくっていくというふうな考えでよろしいんですかね。

委員長（山本昌二君） はい、金子市民福祉部長。

市民福祉部長（金子 彰君） ただ今の地方自治法の改正の要旨につきましては、佐々木課長が申し上げたとおりでございますけれども、この基本構想がなくなると、作成義務がなくなることでございますが、地方公共団体いずれにしても全員が同じ方向を見て進むべき団体でございますので、何らかの方向性を示すものが需要ではないかというふうに、私が個人的にでございますが思っております。今の現基本構想につきましては、平成31年までの10年間でございますので、その間にどういう形で、その後の基本計画的なものをどういうふうにしていくかというのは、これから協議をされて、もし必要であれば当然つくっていくという形になるのではないかというふうに思います。以上でございます。

委員長（山本昌二君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それでは、本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それではこれより、議案第12号美祢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。しばらく暫時休憩をいたしますが、10時20分まで休憩をいたします。

午前10時06分休憩

午前10時20分再開

委員長（山本昌二君） それでは、本委員会に戻します。次に議案第5号平成23年度美祢市一般会計補正予算（第6号）を審査いたします。本委員会の所管事項につきまして、執行部より説明を求めます。はい、佐々木地域福祉課長。

市民福祉部地域福祉課長（佐々木彰宣君） それでは、民生費の補正予算についてご説明いたします。平成23年度美祢市一般会計補正予算（第6号）の12、13ページをお開きください。

歳出につきましてご説明いたします。款民生費、項児童福祉費、目児童福祉総務費であります。説明欄のJR美祢線利用促進事業として、30万円を計上しております。内訳といたしましては、消耗品等の需用費として3万円、列車借上料の役務費として9万1,000円、バス借上料、家族旅行村入村料及び体育館使用料の使用料及び賃借料として17万9,000円となっております。

美祢線の運転再開につきましては、当初不透明でありましたが、7月13日の会見では、山口国体前の9月末には全線で運転再開できる見通しであるとの発表がありました。更には8月24日の会見では、美祢線の運転を9月26日から再開するとの発表があったところでございます。これに伴いまして、昨年度発足いたしました長門市、山陽小野田市、美祢市3市の児童福祉部門によるJR美祢線を活用した事業を協議するJR美祢線利用促進幼児部会を再開いたしまして、毎年1回、3市の持ち回りで3市の保育園児と保護者との交流事業を実施することが決まっております。初年度のことしは、美祢市の引き受けで11月に各市35組の親子の参加によりまして秋吉台家族旅行村において、鉄道ゲーム、大型紙芝居等により3市の交流を図ることとしております。これにかかる費用でございます。以上で、地域福祉課関係の補正予算の説明を終わります。よろしく願いいたします。

委員長（山本昌二君） はい、ありがとうございました。はい、佐々木生活環境課長。

市民福祉部生活環境課長（佐々木郁夫君） 続きまして、衛生費の関係についてご説明申し上げます。5-12ページ、5-13ページ、そして5-14ページと5-15ページをご覧ください。まず5-12ページ、5-13ページでございますが、4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費でございます。説明欄、最終処分場運営経費といたしまして、356万8,000円を計上しております。内訳

は、修繕料189万7,000円、そして業務委託料167万1,000円としております。

まず、修繕料でございますけれども、美祢市一般廃棄物最終処分場にありますトラッシュコンパクター、これは、最終処分場の場内にあつて、埋立処分される廃棄物を踏み固めるなどするというものでございまして、処分場の適正管理に必要なものでございます。その機械のエンジンとトルクコンバーターと言いますか、その連結部分辺りということでございますが、不具合が発生しております。現在、運転不可能な状態でございますが、処分場の適正管理のためには必要なものでありますことから、今回補正をするものでございます。

次に、業務委託料でございます。これは、美東一般廃棄物最終処分場に係る業務委託料でございます。平成22年度末までは、職員を1名が配置されておりました。当該職員が22年度末で退職をいたしました。平成23年度からの同処分場の管理業務を、作業を、当初は職員1名の配置を予定されておりましたが、他に1名分の業務委託料を当初予算で計上しておりましたが、結局、職員は配置されず、委託によることとされたものでございます。したがって、今回1名分相当の業務委託料を補正するものでございます。

次に、5-14、5-15ページでございますけれども、し尿処理費でございます。説明欄002の衛生センター管理運営経費でございますが、マイナス14万3,000円減額計上しております。内訳は、修繕料115万5,000円、業務委託料マイナス128万8,000円としております。まず、修繕料でございますけれども、衛生センターの一連の処理工程の中に、水処理のための水洗消泡塔というのがございます。これが経年劣化により不具合を生じております。現在のところは、処理水の水質に異常は出ておりませんが、適正な水処理を行うためには、早急な修繕が必要でございますというふうに考えられまして、今回補正をお願いするものでございます。

次に、業務委託料でございます。衛生センターでも平成22年度末で職員1名の退職がございました。衛生センターは、5名の職員によりまして業務を行っているところでありますが、その欠員の1名減となりましたものは、委託により補充される予定にしておりましたが、職員を充てることとされたものでございます。このことから、当初予算で業務委託料129万8,000円を計上しておりましたが、こ

れが不用となったものであります。以上でございます。

委員長（山本昌二君） はい、月成学校教育課長。

教育委員会事務局学校教育課長（月成庄造君） 続いて同ページ下段、10款教育費、1項教育総務費、3指導費 において40万円の増額補正を計上しております。内訳としては、8節報償費18万円、次ページの11節需用費22万円です。

事業内容についてご説明をいたします。本事業、中国教職員招へい交流事業は、日本と中国の教職員の交流を深め、相互理解と友好の促進を目的に、国際連合大学とACCU国際交流事業として、中国から初等中等教育教職員を招へいするプログラムです。2002年から開始され、今年度第10回目を迎えます。今年度は10月12日から10月23日まで12日間にわたり、中国各地から初等中等教育教職員約150名が来日をします。そのプログラムの中で日本各地の受け入れ団体の一つとして、美祢市が10月16日から10月20日までの5日間、中国教職員30名を受け入れます。この間に市内の小中高等学校を訪問するとともに、美祢市の児童生徒、教職員との交流を図ります。また、美祢市のよさを知っていただくために、秋芳洞等の美祢市の観光地、あるいは茶道や弓道などの日本の伝統文化を見学していただく予定にしております。交流拠点都市として、こうした機会を設けることで、日本だけでなく広く世界に目を向ける児童生徒の育成、そして他国の教育関係者との交流を通して教職員の資質の向上を図ると共に、美祢市のよさを他国に発信していくことを目的としております。以上で説明を終わります。

委員長（山本昌二君） はい、わかりました。はい、末藤社会教育課長。

教育委員会事務局社会教育課長（末藤勝巳君） 続きまして、同ページでございますけれども、10款教育費、5項社会教育費、3目図書館費、節18備品購入費としまして、美祢図書館経費、図書の購入費としまして、50万円を計上をしております。この50万円の財源といたしまして、歳入としまして5-10ページにお戻りいただきたいと思っております。この50万円の寄付金につきましては、去る7月19日、前美祢市教育委員会教育長でありました福田徳郎様が教育委員会事務局に来訪されまして、美祢市図書館の図書の購入代としまして、ご寄附をいただいたものでございます。福田様には、美祢市立図書館の図書購入代としまして、有効に活用させていただきたく旨をお伝えをしたところでございます。以上でございます。

委員長（山本昌二君） はい、ありがとうございました。説明が終わりました。質

疑はございませんか。はい、柴崎委員。

委員（柴崎修一郎君） ちょっと衛生費のところ、ちょっと市長にお伺いしたいんですけど、今、福島第一原発で非常にこう世の中が風評被害とかいろいろあるわけですけど、何て言いますか、食べる物、我々は、まあ少々のことじゃあ今から被害があったって、もうそう長生きするわけじゃあないからいいわけですけど、今の園児ですよ、幼稚園児これらが、いろいろ外で今美祢市の場合は、遊んでも大丈夫ということで、今遊んでいると思うんですけど、子供のことで泥の付いた手をねぶったり、そういうことがあると思うんですけど、そういう点で何て言いますか、そのどれぐらいのシーベルトがあるとか、そういうこと検査って言うか、事前に予算をとって、ある程度やっぱり父兄の方が親が安心するように調査って言いますか、それを予算取りしてですね近日中に調べるとか、そういうご意見って言いますか、それは、市長どうのお考えですか。

委員長（山本昌二君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 柴崎委員、次代を担う子供達の健康に影響があってはいけないというお気持ちがよく伝わってまいります。本議会の初日に申し上げましたかね、これ、山口県は統一して今、マイクロシーベルト、ミリシーベルト、調査をするところがございます。その数値が山口県そのものが、自然放射線量は、私の記憶違いでなかったら、恐らく全国で最も高いレベルですけれども健康には影響がない。これは、自然かんらん石が放射線を出しますんで、その影響があるということで、自然放射線量は高い県でありますけれども、今回、福島原発の影響による放射線量の上昇はないというふうに県のほうから報告を受けております。それを受けまして美祢市独自で調査するという事は、今のところ考えておりません。というのが、いろんな機械、放射線量を計るやつがあるようですけれども、それがかなり誤差があるようですんで、それをもってどんどんやっけてしまいますと、非常に市民の方に不安を与えるということも考えられますんで、独自に各市なり町が調査を行うということであれば、県のほうで精緻な精密な機械の判断をいただいて、それをもって同様にそれぞれがやっていくという必要があるかというふうに思っておりますので、今、柴崎委員がおっしゃったこと大変大事なことでありますんで、山口県の市長会でもその辺のことは、私のほうから出さしていただいて、県と協議をさせていただこうということできたいと思います。はい。

委員長（山本昌二君） ありがとうございます。他に質疑はございませんか。はい、徳並委員。

委員（徳並伍朗君） 最終処分場のことなんですけど、機械の部品、恐らくショベルの大きなやつだろうというふうに思っておりますが、昔、於福の処分場のところにあったものを持って行かれたものですから、かなり古いから修理等については、かかるというふうに思っておりますが、最終処分場、今の状況で行ったら、あと何年ぐらいもてるものか。それが分かれば、ちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

委員長（山本昌二君） はい、佐々木生活環境課長。

市民福祉部生活環境課長（佐々木郁夫君） お答えをいたします。美祢市の一般廃棄物最終処分場でございますけれども、処分場の大きさは、容量は、2万2,000立米だったと思います。そのうち今、約半分程度、1万弱と言いますか、の埋め立てがされております。これまでの年数、約10年、十何年というところでございますけれども、今のところ処分場にこれまでのような埋立量、埋め立ての量を同じ量で推移するというのではなくて、埋め立てる量をどんどんリサイクル等に回すことによって、減らすというそういう努力をしておるところでございます。したがって、これまでのペースでいきますと今後10年かも分かりませんが、さらに減らすという努力をしておりますことから、今の容量でいきますと、さらに10年以上のとはというふうに思っております。以上でございます。

委員長（山本昌二君） はい。他に質疑ございませんか。はい、岡山委員。

副委員長（岡山 隆君） 教育費についてお尋ねします。5 - 17なんですけど、美祢図書館費ということで50万、図書費であっております。それで、美祢市の市立図書館なんですけれども、実際今回こういう形で図書費ということで、新書が入ってくると思いますけれども、市立図書館として、毎回新書として図書館に何冊程度定期的、定例的に図書が入ってくるんかどうか。新書が入ってくることによって、今度は古いやつとかそういったものを今度は、古い本を書庫かどっかに移さなくてはならないと思っております。そういった形でまず、図書の冊数が毎年何冊程度市立図書館に入ってきているかどうか。その金額というのは一体如何ほどなのかどうか。そして古いやつは書庫に入ってますけれども、それもどの程度入っているかどうか。その辺について、お尋ねしたいと思っております。

委員長（山本昌二君） はい、末藤社会教育課長。

教育委員会事務局社会教育課長（末藤勝巳君） はい、岡山委員のご質問でございますけれども、年間約3,000冊ぐらい入ってございます。だいたい五百四、五十万の消耗品で購入をしておるところでございます。毎年この量が入って来ておりますので、当然書庫が非常に手狭になっております。非常に狭いということもございまして、廃棄基準によりまして、毎年廃棄をし、また秋の文化祭等で一冊10円等で売っておるといことも行っております。図書館が非常に狭いものですから、今そういった広さがございませんので、古い本を保管する場所に非常に手狭で苦労しておるとい状況でございます。以上でございます。

委員長（山本昌二君） はい、岡山委員。

副委員長（岡山 隆委員） 美祢市で3,000冊、540万円程度、ある面じゃあ少し私、安心しました。もっとこれ以上に厳しいもんがあるかなあと思っていたんですけども、こういった形以上にどうか推移していただきたいことを祈っております。それで問題は古い本といっても、かなり廃棄するものと、また図書によっては古くても利用価値がまだ高い本もたくさんあると思いますけれども、その辺の活用については、どのようなお考えでしょうか。

委員長（山本昌二君） はい、末藤課長。

教育委員会事務局社会教育課長（末藤勝巳君） はい、ご質問にお答えしますけれども、古い本にもかなり価値の高いもの、また歴史的なものがたくさんございます。図書館に2階に保管をしておりますけれども、市民の方が来られた際になかなか普段はお読みにならない本もございまして。そういった本も見られる方もいらっしゃいますので、大事にその辺りは保管をしておるところでございます。以上です。

委員長（山本昌二君） はい、岡山委員。

副委員長（岡山 隆委員） そういった書庫に入っていくような本、そういった本について、例えば各地域で児童クラブがあります。そういったところに、いろいろまだまだ利用価値、図書館から書庫に入るような書籍については、児童クラブで利用出来るもんがあれば、こういったものがありますよと発信して、持っていくのは大変でしょうけれども、取りにきていただいてしっかりと児童クラブでもそういったものを利活用してというような、そういった発信をどうか市のほうからどんどん発信していただきたいと。こういったことをお願い申し上げまして、私の意見を終わり

ます。

委員長（山本昌二君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それでは、ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それでは、これより議案第5号平成23年度美祢市一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案4件につきまして、審査を終了いたしました。その他委員の皆様から何かございましたらご発言をお願いいたします。はい、西岡委員。

委員（西岡 晃君） 委員長にちょっとお願いですが、この委員会昨年から新しくなって、昨年の初っぱなの時期にこの委員会として、学校の適正化配置についての議論を進めていこうということで、この12月議会に何らかの議会としての答申を提言を作っていこうということになっておりました。市長の市民と語る会の市報とか、私も8月に地元の豊田前で語る会あったんですけど、その時にも住民の方から意見として学校の件はどうだというような意見が数多くあったように思っておりますので、そういった意見も踏まえて、この委員会で12月には最初に決めたとおりの何らかのことをして行かないといけないんじゃないかなというふうに思いますので、この2年間いろいろな勉強会もして参って、視察にも行っておりますので、そろそろまとめの会議と言いますか、打ち合わせをですねしていただければというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。

委員長（山本昌二君） 貴重なご意見ありがとうございました。はい、徳並委員。

委員（徳並伍朗君） 前回の臨時議会の時ですか、名球会が美祢市で行われると言うことで、永富教育長さんに質問したというふうに思っておりますが、一昨昨日と言いますか、4日の日に台風の影響受けながら市民球場で本当に天気がかつつやれたんですけど、名球会の皆さんたくさん来て頂きました。私も行ったんですけど、

本当に美祿市にこれだけ小学生、中学生、野球の好きな子どもおるんかなというふうにちょっと思ってますね嬉しく思ったんですが、非常にさすがプロ野球の名球会の選手ありまして、教え方も投・攻・守にわたってですね、専門部門を回ってですねいろいろ教えてくれたんですけど、非常に美祿市の子どもたちに夢と希望とそれからやる気と言いますか、与えたんじゃないかなというふうに思っておりますが、永富教育長さん、あなたもおられましたので、その感想をちょっとお聞かせを頂きたいというふうに思います。

委員長（山本昌二君） はい、教育長。

教育長（永富康文君） ご存知のように先日、9月4日に東日本大震災復興支援チャリティイベントと題しまして、名球会ベースボールフェスティバルを市民会館及び市民球場で開催したところでございます。徳並委員さんもお観戦下さいましてありがとうございました。市民の方々もたくさんお越し下さいまして、改めて感謝申し上げる次第でございます。この会議でございますが、名球会の王理事長さんを始め、柴田勲さん、東尾修さんとか、山田久志さんとか、山本浩二さんとか、皆さん方ご存知のたくさんの方々がお越し下さいました。プロ野球界に名声を届かされたメンバー11人、それから山下大輔さん合わせまして12人の侍が美祿市に集結されたというところでございます。あいにくの雨でございましたけれども、市民会館では王さんのお話がありましたし、実際にバットを持ってバッティングの姿も披露して頂きましたし、子どもたちは大変その姿に感激したと思います。またトークショーもありましたし、午後からは野球教室が開かれまして、美祿市のスポ少始め、小・中の野球少年たち直接ご指導受けまして、選手の方々からそのバッティングいいね、きつとうまくなるよとか、その投球ホーム完璧だねというふうな声をかけて頂きまして、自信も起こったと思いますし、改めて野球の決意を新たにしたいというふうに思っているところでございます。お陰をもちまして、この午前の講演会では約800名の方々、そして午後の野球教室は約700名の方々がお集まり頂きまして、大成功だったかと思っております。またこの東日本大震災チャリティイベントでございますので、義援金もお願いをしましたが、選手の方々も直接そういうふうな義援金の募金に立って頂きまして、約45万程度の募金が集まりまして、これは日赤を通しまして、東日本大震災の被災地のほうへお送りしたいというふうに思っているところでございます。徳並委員さんおっしゃいましたように、このような市民の

皆様方が郷土への誇りとかあるいは明日への希望が持てるような、そして美祢市の子どもたちが一層夢やあるいは大きな志を育むことができるようなそういうふうな取り組みを、今後とも一層やって行きたいなというふうに思っているところでございます。改めて市民の方々のご協力にお礼申し上げたいと思っております。以上でございます。

委員長（山本昌二君） ありがとうございます。ほかに。はい、荒山委員。

委員（荒山光広君） 今、名球会のお話が出ましたけども、前日の土曜日には入山アキ子さんのコンサートが同じく市民館で行われたと。これは新しく美祢市女性団体連絡協議会合併されて、そのお世話でやられたということなんですが、ご存知のように市民館の椅子がですね市長の英断をもちまして、立派な椅子にかわりました。8月末を持って引き渡しということで、初めての大きなイベントじゃなかったかなというふうに思いますけども、椅子が新しくなった分、市民館の壁がですね汚れが目立つというふうなことで、これは手を付けねばきりがないかなと思いますけども、参加された皆さんのですね新しくなった椅子の評判といいますか、何かお耳に入っていることがあれば、ちょっとお聞かせ頂きたいと思っております。

委員長（山本昌二君） はい、永富教育長。

教育長（永富康文君） 私から失礼でございますけれども、委員の皆様のご要望もありまして、また貴重な英断によりまして、この度市民会館の椅子を改修したところでございます。700席余りとなりましたけども少しゆったりしましたし、フロアーもじゅうたん敷きで音もしなくなりましたし、ゆったりとゆっくり座れてとてもよくなったと、色もいいなというふうな声をいくつか耳にしているところでございます。壁のこともございますが、これからの課題かなというふうに思っております。あまりにも新しくよくなりましたもんで目立つのかなと思っておりますけども、今後の課題として考えて行きたいというふうに思っております。大変ありがとうございました。この市民会館が市民の方々によって一層活用されますことを、私としては期待をしておるところでございます。よろしく申し上げます。

委員長（山本昌二君） ありがとうございます。ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それではちょっとですね、私のほうから30秒ほどお願いがあります。先程予算の中でも、児童福祉費の中で美祢線の利用促進事業費30万円

ついております。これも子どもたちへの非常な配慮で大変嬉しいことです。そこで委員の皆さんにお願いがあります。26日は全員ですね教育民生の委員さん全員がこの美祢線のですね新しい形であれしますが、是非乗車して当然式典には参加されると思いますが、やはり乗車して頂きたいというふうをお願いしたいと思います。ほかにいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） 以上で全ての委員会としての議案につきましては、全て原案どおりということになりましたし、その他の意見につきましても執行部から大変良いご回答頂きました。ありがとうございました。以上で本委員会を終わりたいと思います。では失礼します。

午前10時54分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年9月7日

教育民生委員長

